

消費者教育推進の取組

1 要 旨

「第2次静岡県消費者教育推進計画」に基づき、計画における最終年度として、引き続き4つの施策の柱に基づいた消費者教育を推進していく。

2 令和3年度の主な取組（案）

施策の柱	主な取組内容	資料番号
消費者市民社会の 理念の普及	○エシカル消費の推進 ・ふじのくにエシカル消費推進事業の実施	—
	○学校における消費者教育の充実 ・消費者庁作成教材「社会への扉」の活用	資料 3-5
	○学校、地域、職域への出前講座の実施 ・消費者教育出前講座の実施 ・高校生消費者教育出前講座の実施 (消費生活相談員、消費者教育講師の派遣) ・保護者向け消費者教育出前講座の周知	資料 3-5 ・ 3-6 ・ 3-7
	○消費者団体と連携した消費者学習支援の推進 ・地域消費者生活講座の実施(県消費者団体連盟へ委託)	—
	○情報誌やポータルサイトによる情報発信	—
消費者教育の担い手 となる人材の育成	○教員向け消費者教育の実践に関する研修の実施 ・教員向け消費者教育実践講座 ・教員免許更新講習の選択領域研修 (静岡大学、常葉大学と連携して実施) ・小中学校における情報モラル教育実践研修 (教育委員会と連携して実施)	資料 3-5 参考 3-1
	○若者の消費者トラブルに関する研修の実施	—
	○消費者教育講師フォローアップ研修の実施	—
トラブルの未然防止 と消費者の自立支援	○インターネットを活用した消費者被害防止啓発の実施 ・若者向け消費者被害防止教育情報発信事業の実施	資料 3-5
	○高齢者の見守り体制強化事業のモデル事業実施	—
	○消費者被害防止キャンペーンの実施	—
	○学校、地域、職域への出前講座の実施〔再掲〕	—
	○消費者団体と連携した消費者学習支援の推進〔再掲〕	—
○情報誌やポータルサイトによる情報発信〔再掲〕	—	
地域における 消費者教育の推進	○ふじのくに消費者教育地域連絡会・連絡会議の開催	—